

# 規制に係る政策評価の 事務参考マニュアル

平成 29 年 7 月

総務省行政評価局政策評価課



# 目 次

はじめに	1
マニュアル作成の背景・目的	1
マニュアルの構成	1
第一部 共通的事項	2
1. 規制の概念	2
2. 政策立案プロセスとの一体化	3
第二部 基本的評価手法	7
1. 事前評価の考え方	7
2. 事前評価の対象	7
3. 事前評価の進め方	8
4. 事前評価書の作り方	10
(1) 規制の目的、内容及び必要性	12
ア ベースラインの設定	12
イ 課題及びその発生原因、課題解決手段の検討	14
(2) 影響の把握	16
ア 直接的な費用の把握	16
イ 直接的な費用の区分	17
ウ 直接的な費用の推計方法の例	17
エ 直接的な効果（便益）の把握	18
オ 直接的な効果（便益）の推計方法の例	19
カ 副次的な影響及び波及的な影響の把握	20
キ 副次的な影響及び波及的な影響の把握方法の例	20
(3) 費用と効果（便益）の関係	21
(4) 代替案との比較	22
ア 代替案の設定	22
イ 代替案の視点	22
(5) その他の関連事項	23
(6) 事後評価の実施時期等	23
第三部 簡素化した評価手法	25
1. 簡素化した評価の考え方	25

2.	簡素化した評価の対象	25
3.	簡素化した評価の適用手続	29
4.	簡素化した事前評価書の作り方	30
	(1) 規制の目的、内容及び必要性	30
	(2) 影響の把握	31
	(3) その他の関連事項	31
	(4) 事後評価の実施時期等	31
<b>第四部</b>	<b>事後評価の実施</b>	<b>32</b>
1.	考え方	32
2.	対象	32
3.	進め方	32
4.	作り方	32
	(1) 事前評価時の想定との比較	33
	ア 社会経済情勢等の検証	33
	イ ベースラインの検証	33
	ウ 必要性の検証	33
	(2) 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握	34
	ア 影響の把握	34
	イ 費用の把握	34
	ウ 効果（便益）の把握	35
	(3) 考察	35
	ア 分析方法	35
	イ パブリックコメント	35
	(4) 事後評価に関わる手続の流れ	35
5.	簡素化した事前評価に対する事後評価	37
	(1) 事前評価時の想定との比較	37
	(2) 費用及び間接的な影響の把握	37
	(3) 考察	38
	(4) 事後評価に関わる手続の流れ	38

【別添参考】 評価書様式等  
原単位データ等資料

# はじめに

## マニュアル作成の背景・目的

我が国における規制の事前評価（Regulatory Impact Analysis（RIA））は、平成16年10月から試行的に実施され、19年10月から、法律又は政令による規制の新設又は改廃を対象とした事前評価が義務付けられた。

義務付けされた平成19年度以降27年度までの各府省における規制の事前評価の総実施件数は1,028件であり、規制行政を所管する府省における規制の事前評価の実施については定着しているものといえる。

一方、規制の事前評価は、①規制策定プロセスの効率化、②規制の質を高める、③規制の妥当性を説明するといった目的と役割を有していると考えられるが、各府省における規制の事前評価の現状では、規制という政策手段の検討のために評価がなされているとは言い難く、本来規制の事前評価に期待される上記①及び②のような役割を果たしていない。

このような状況に鑑み、本マニュアルは、規制に係る政策評価を担当することとなった各府省の職員にとって、初めてでも分かりやすく、利便性に配慮した内容となるように、規制に係る政策評価に期待されている本来の目的と役割を果たす一助となるよう、事務参考のための情報提供を目的として作成したものである。

なお、本マニュアルの内容は、規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成29年7月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づくものである。

## マニュアルの構成

本マニュアルは、規制に係る政策評価に求められる①基本的評価手法、②簡素化した評価手法、③事後評価の実施について、それぞれの評価又は事後評価の考え方、対象、進め方、記載例等の項目に即し、具体例を用いながら解説している。

# 第一部 共通的事項

## 1. 規制の概念

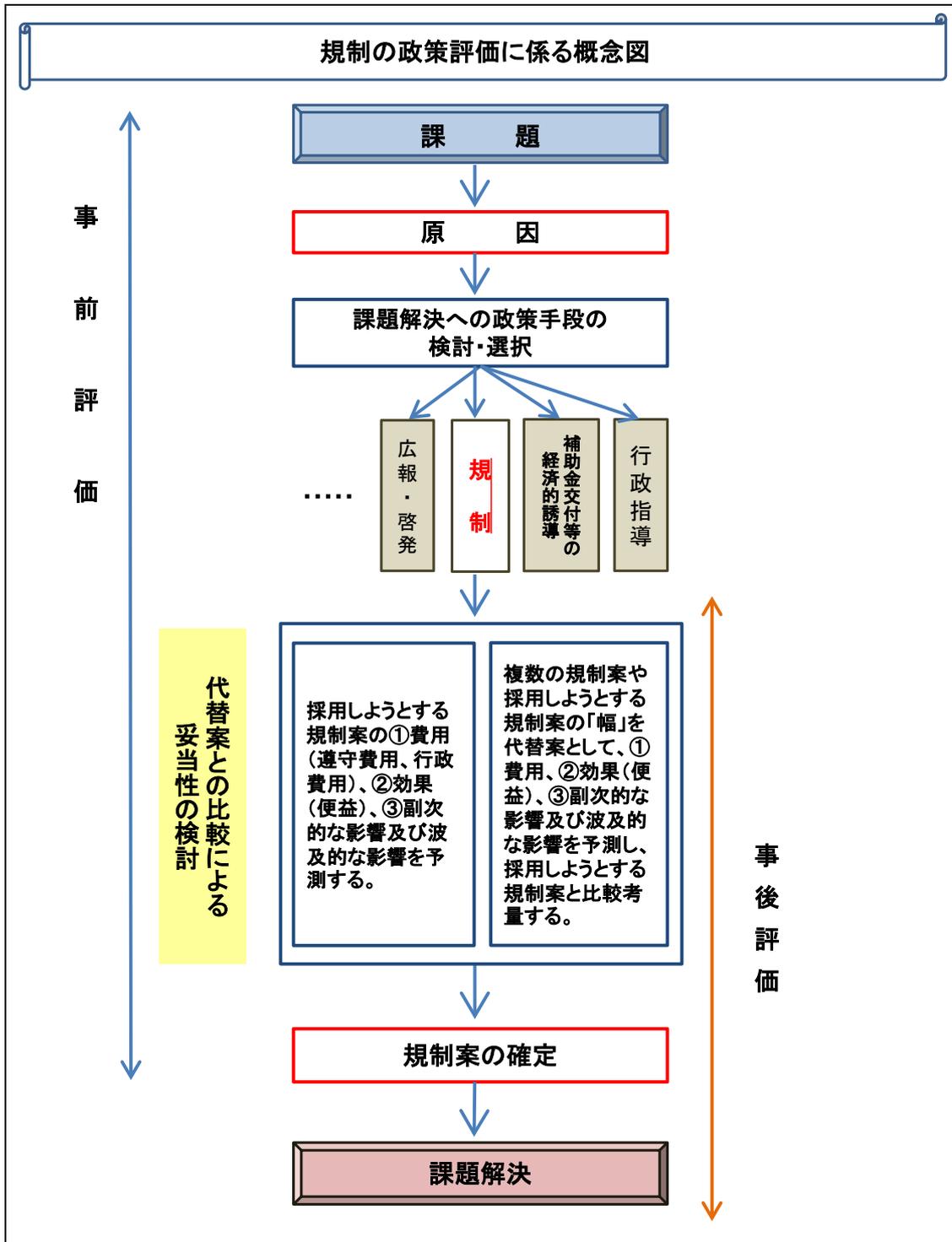
一般的に、規制とは、社会秩序の維持、国民の生命・財産の安全確保、環境保全、消費者保護等の一定の目的の達成のための手段である一方で、国民に対し、権利の制限や義務の賦課を行うものとされている。また、規制を遵守するための費用は、実施する行政庁側からみると予算を必要とするものではないため、ともすれば費用を課しているという意識が希薄となることがある。しかし、社会にとっては、予算措置と同様、費用負担である。

このため、規制の新設又は改廃時には、必要以上の国民の権利の制限や義務の賦課が行われていないかについて確認する必要がある。

以上から、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）において、規制の新設又は改廃時にそれぞれがどのような目的のために実施され、いかなる効果をもたらし、そのためにどの程度の負担が生じるかなどについて事前評価を行うことが義務付けられているものである。

## 2. 政策立案プロセスとの一体化

規制の事前評価が最も効果を発揮できるのは、政策（規制）の検討時期に評価が実施され、規制の内容を決定する際の参考資料（土台）として用いられる場合であることから、政策立案プロセスと規制の事前評価のプロセスが一体化されることが望まれる。



あわせて、規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、ライフサイクルの各段階において、規制に係る政策評価が活用されることが望ましいことから、段階ごとの望ましい評価の活用について以下に具体的に記載する。

規制検討段階： 規制検討の段階、すなわち課題が明らかになり、何らかの対応が必要ではないかとなった際に、何もしないことや非規制手段も含めて、可能な対応案を幅広く列挙し、それぞれの案の利害得失を検討するという形で事前評価のフォーマットを利用することが望ましい。

コンサルテーション段階： 規制の多くは、審議会（部会や分科会等も含む。）や検討会等といった場において、実質的な議論が行われていると思われるが、ここでは事前評価の各要素（規制以外のアプローチの是非、規制の必要性、代替案、遵守費用、副次的な影響及び波及的な影響（特定の産業や業界、中小企業への影響等））が、断片的ながら、配布資料や議事録の中に記載されていることから、最初から事前評価のフォーマットを利用して、例えばA案、B案、C案の各案を比較することで、意見の相違点や論点が明確になり、議論が円滑に進むことが期待される。また、事前評価のフォーマットに従って記述することで、どのような影響に関する知見が欠けているかが明確になり、利害関係者から効果的に情報収集し、合意を得ることができる。

規制決定段階： 規制検討段階やコンサルテーション段階で事前評価のフォーマットを用いて事前評価を行っていれば、最終的な案の決定時に当該フォーマットに「その他の関連事項」の内容を加筆した上で事前評価書として確定すればよく、改めて事前評価書を作成する必要はない（自主的に最終的な案に係る事前評価書を作成すること自体は推奨される）。しかし、規制検討段階から内容が大きく変わった場合は、最終的な案の事前評価書を再度作成することは、事後評価の際にも有用であるので、推奨される。

規制検討段階やコンサルテーション段階での事前評価が困

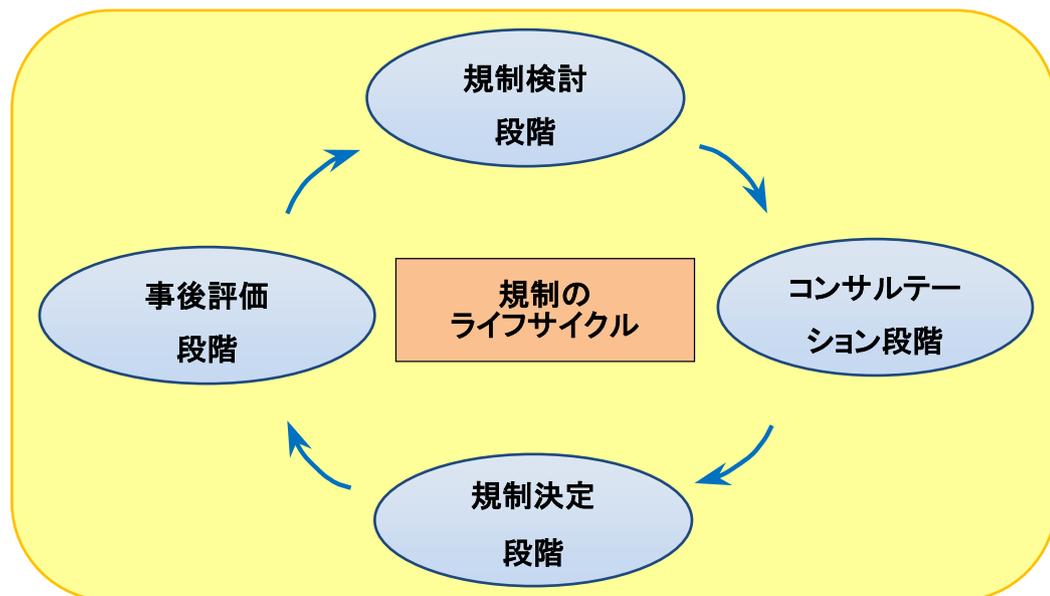
難だった場合は、この段階において、規制検討段階、コンサルテーション段階での検討内容、利害関係者からの情報収集内容等を盛り込んだ規制の事前評価が実施され、評価書の作成が行われることとなる。

**事後評価段階：** 事後評価は、事前評価（書）をベースに実施される。すなわち、事後評価は、規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や効果）が、事前評価での想定と実際の間にとどれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由は何かについての検討から始めることになる。

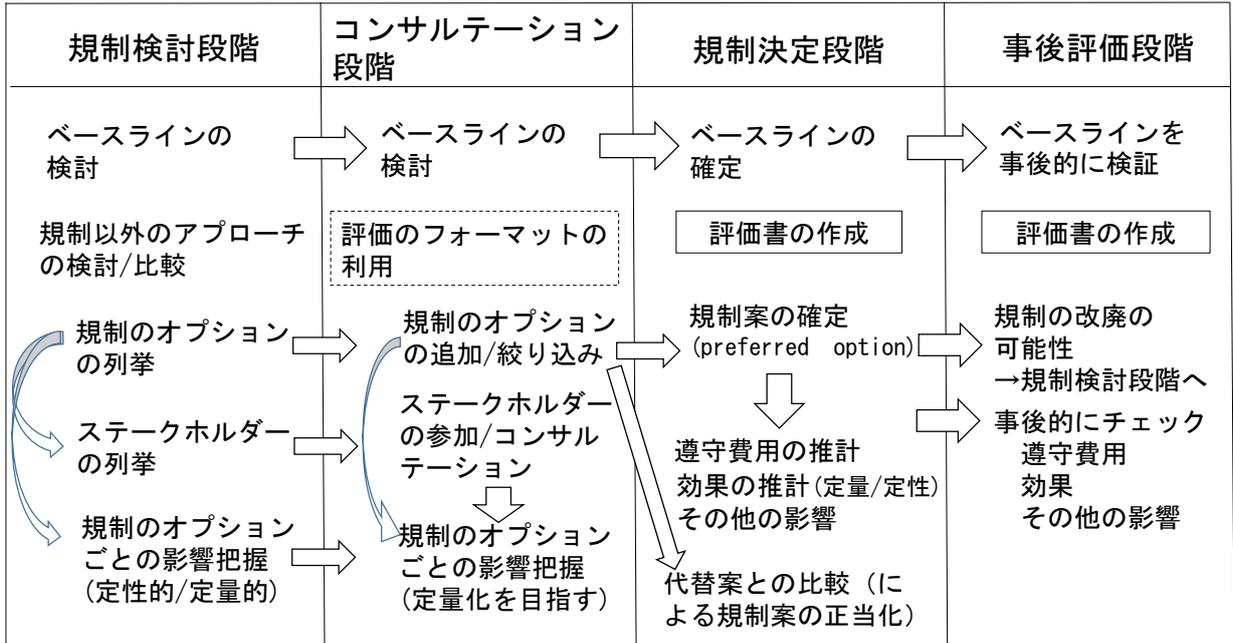
そのため、事前評価において、費用、効果、副次的な影響及び波及的な影響について、できる限り、定量的に記載しておくことが必要であり、客観的な根拠を土台とした規制の見直しに役立つ。

上記のとおり、「検討」→「コンサルテーション」→「決定」→「事後評価」の各段階により、一つの「規制のライフサイクル」が構成されているといえ、事後評価の結果が当該規制の見直し又は同種類別の規制の「検討」の土台となる。

#### 「規制のライフサイクル」イメージ図



規制立案プロセスと規制の政策評価プロセスに関するイメージ図



## 第二部 基本的評価手法

### 1. 事前評価の考え方

本来、規制の事前評価は、以下のような目的と役割を持っているものと考えられる。

#### ① 規制策定プロセスを効率化する

内部での検討や審議会等での関係者のコンサルテーションを通じて合意を得つつ規制案を検討するに当たり、想定される複数の案（非規制手段を含む。以下同じ。）の事前評価の結果を議論のたたき台とすることで、各案の利害得失情報の一元化が図られることから、より合理的で透明な政策形成（社会科学的な分析を政策形成過程に組み込むこと）に資する。

#### ② 規制の質を高める

想定される複数の案について、それらが社会に課す費用と得られる効果を可能な限り可視化して比較検討することで、社会にとって最も価値のある案を選択することが可能となる。

#### ③ 規制の妥当性を説明する

規制の必要性とともに、規制が社会に課す費用の大きさ、規制によって得られる効果等の潜在的な影響を明確に示すことで、規制が国民にとって有益であることを示す。

これら三つの目的と役割を果たすことができれば、規制の事前評価は単に国民、国会、関係団体に対して事後的に説明するためだけでなく、規制策定のプロセスと質の向上に資するとともに、エビデンスに基づく規制策定の基盤となると考える。

このため、規制の事前評価の実施に当たっては、上記三つの目的と役割が果たされているかを確認しながら行うことが望まれる。

### 2. 事前評価の対象

事前評価を行うことが義務付けられる政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策である。

したがって、次の政策は対象外となる。

- ・ 「国民」に対する作用でない規定
- ・ 「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定
- ・ その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定

しかしながら、事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針に基づき、積極的かつ自主的に規制の事前評価を行うよう努めるべきである。

#### 【参考】対象外となるケース

- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定
- ③ 市民社会における対等な私人間のルールを定める規定
- ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
- ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定

### 3. 事前評価の進め方

第一部の2のとおり、規制の政策評価を政策立案プロセスと一体化するためには、規制立案の初期段階から、規制の事前評価書の作成や、さらには事後評価を念頭に置きつつ、段階に応じた戦略的な作業が必要となる。ここでは、規制検討段階とコンサルテーション段階、規制決定段階に分けて、各段階において特に留意が必要となる作業を記載する。

#### 規制検討段階

##### □ベースラインの検討□

課題を発見した際、何も対策を行わない場合に今後5～10年先にどのような事態が想定されるか検討を行う。これをベースラインとする。

なお、規制の内容によっては、現状をベースラインとすることもあり得る。  
(緩和・廃止の場合)

規制導入から現在までをベースラインとする(現在の規制の継続では何が不足か又は過剰か課題との関係が明確になるようにする。)。なお、規制導入後、予期せぬ変化があれば明らかにする。

##### □規制以外のアプローチの検討□

規制検討段階では、まず規制以外のアプローチの可能性を探る必要がある。広報活動などにより自主的な取組を促すアプローチ、ラベリング等の情報開示により誘導するアプローチ、経済的手段をインセンティブあるいはディスインセンティブとするアプローチ、行動科学の知見を活用したアプローチ、などが考えられる。それらだけでは十分に目的が達成できない場合に、規制アプローチの方が望ましい可能性が高い。

(緩和・廃止の場合)

現状の規制に代わる規制以外のアプローチについて検討する。

□複数の規制のオプション（代替案）の検討□

規制アプローチを用いる場合は、できるだけ幅広く、複数の規制のオプション（代替案）を列挙する。

（緩和・廃止の場合）

現状の規制を基準として規制のオプション（代替案）を検討する。

□影響の把握□

規制のオプション（代替案）について、影響を受けそうな主体（利害関係者）を列挙する。また、規制のオプション（代替案）ごとにありそうな影響を把握する。影響の大きさを定量的に評価するためには、どのようなデータが足りないかを明らかにし、重要な影響についてはデータを得るための戦略を立てる。

（緩和・廃止の場合）

現状の規制により影響が生じた主体（利害関係者）を列挙する。また、現状の規制により生じた影響を参考に、規制のオプション（代替案）ごとにありそうな影響を把握する。その際、行政費用の増加や副次的な影響及び波及的な影響の発生に注意する。

コンサルテーション段階

□ベースラインの検討□

規制検討段階同様、引き続き、ベースラインの妥当性について検討する。

□規制のオプション（代替案）の絞り込み□

規制検討段階で列挙した規制のオプション（代替案）の絞り込みを行うとともに、利害関係者からの指摘などにより新たに規制のオプション（代替案）の追加も行う。

□検討資料としての利用□

規制の多くは、審議会（部会や分科会等も含む。）や検討会等といった場において議論されるが、その際、議論のたたき台として、事前評価のフォーマットを利用することが望ましい。すなわち、規制のオプション（代替案）ごとに、考えられる影響の種類、影響を受ける利害関係者、遵守費用の見積り、効果の見積り、副次的な影響及び波及的な影響（特定の産業や業界、中小企業への影響等）について、事前に推定できる部分を記述したものを用意することで、議論のたたき台となるとともに、その作業を通じて知見の欠けてい

る部分が明らかになり、利害関係者から戦略的に情報収集を行うことができる。

#### 規制決定段階

ベースラインの確定

ベースラインを確定する。

規制案の決定

規制のオプション（代替案）の中から最も好ましい規制案を決定する。

規制案を決定した理由の説明

規制に係る費用及び効果などを踏まえ、規制案を決定した理由を明らかにする。

（緩和・廃止の場合）

規制に係る費用及び効果などを踏まえ、規制を改廃した理由を明らかにする。

#### 4. 事前評価書の作り方

規制の事前評価は、その目的の一つとして、「規制の妥当性を説明する」ことが挙げられる。そのためにはまず、規制の新設又は改廃によって生じ得る様々な影響を網羅的に示す必要がある。

その上で、期待される効果が費用を正当化できるかという観点が必要となる。この観点の分析は必ずしも金銭価値化された費用と便益の比較を求めているものではなく、遵守費用の推計や主要な効果の定量的な予測を前提とし、定量化できない重要な要素（特に効果）を考慮に入れつつ、期待される効果が費用を正当化するかどうかについての説明を求めているものである。当然、費用便益分析もそのための方法の一つである。

規制の事前評価に当たっては、次の六つの項目に沿って進める。

##### (1) 規制の目的、内容及び必要性

規制の新設又は改廃を実施しない場合の将来予測（ベースライン）、現状の課題、課題発生の原因、課題を解決するための手段（非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）を踏まえ、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。

## (2) 影響の把握

規制の新設又は改廃によって生じる社会、経済、環境等への影響を余すところなく列挙し、取捨選択の上、影響を受ける主体と併せて記載する。

- ・ 直接的な費用の把握

「遵守費用」は特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化する。「行政費用」は可能な限り定量化又は金銭価値化して記載する。

- ・ 直接的な効果（便益）の把握

「効果」については、可能な限り定量的に把握する。また、可能な場合は、金銭価値化した「便益」についても把握する。定性的にしか把握できないものも必ず記載する。

- ・ 副次的な影響及び波及的な影響の把握

「副次的な影響及び波及的な影響」については項目を列挙した上で、可能なものについては定量化又は金銭価値化して記載する。

## (3) 費用と効果（便益）の関係

規制の新設又は改廃による効果（便益）が、社会に課すことになる費用を正当化できる根拠を分かりやすく論理的に説明する。

## (4) 代替案との比較

想定される代替案（規制のオプション）についても、同様の分析を行い、規制の新設又は改廃案と比較した上で、規制の新設又は改廃案の方が望ましいことを示す。

## (5) その他の関連事項

規制の事前評価の活用状況、審議会における検討結果及び評価に用いたデータ・文献等に関する情報について記載する。

## (6) 事後評価の実施時期等

事後評価を実施する時期を明記した上、事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

## (1) 規制の目的、内容及び必要性

本項目では、評価が以下の視点に依えられているかの観点から記載を行う。

- **ベースライン（事前評価に当たっての前提・基準）は明確に設定されているか。**

規制の新設又は改廃を実施しなかったらこの先、どのようになるのかを想定し、これをベースラインとした上で、規制の新設又は改廃を実施した場合との差分を規制の新設又は改廃の影響と考える。このため、ベースラインが曖昧であると妥当な影響の評価を行うことができない。

- **課題及びその発生原因は、明らかになっているか。**

課題及びその発生原因を明らかにした上で、課題解決のための措置を検討することとなる。また、措置の検討に当たっては、規制以外の政策手段についても検討を行う。

### ア ベースラインの設定

規制の事前評価は、考えられる影響をできるだけ包括的に予測した上で、規制によって得られる効果が、当該規制が社会に課す費用を正当化できるかどうかを示すものであり、費用及び効果を推計するに当たっては、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を比較対象（ベースライン）として設定し、「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」と比較して行うことが必要である。

なお、この予測は通常、5～10年後程度を想定しているが、課題によっては、さらに長期を想定する場合もありうる。また、現状がこの先変化しないと見込まれる場合等では現状をそのままベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること（その場合は、現状をベースラインとする理由も明記すること。）。

#### ◇被害の発生を防止するための規制の場合◇

##### 【共通事項】

事件・事故等の発生を契機として、同様の被害の発生を防止することを目的に規制を導入する場合があるが、例えば以下のようなこれまでの事件・事故等による被害の発生状況等を分析することにより、当該規制の導入を行わない場合にどの程度の被害が将来発生するのかを可能な限り定量的に予測し、比較対象（ベースライン）として設定することが望ましい。

- ・ 事件・事故等の発生件数
- ・ 事件・事故等による被害者数・被害額
- ・ 事件・事故等の発生原因（当該規制が原因の解消に寄与するか）

(違法行為の抑止を目的に経済的不利益を課す課徴金制度を導入する場合)

- ・ 違法行為の発生件数

※ 一度の重大事故・事件の発生を契機として、同様の被害の発生防止を目的とした政策手段を検討する際、他の手段（非規制手段）との比較・検討を行わず、また、将来的にどの程度発生防止に寄与するかを検討も行わずに、規制の導入が決められることがある。規制は、特定の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであり、その遵守費用等も大きくなる傾向にあることから、当該重大事故等の発生状況（背景）、規制の適用対象者見込み等の定量的な情報の記載を充実させ、効果と費用を予測する観点から他の手段と比較考量の上、最良の手段が選択されるためにも比較対象（ベースライン）の設定が重要である。

#### 【緩和・廃止の場合】

例えば、以下のようなこれまでの実績等を比較対象（ベースライン）として設定することが望ましい。

(規制により使用を認められていた物品の使用期限を延長する等の場合)

- ・ 期限満了により使用できなくなる物品の種類
- ・ 期限満了により使用できなくなる物品を使用している事業者等の数

(物品の流通規制を緩和する等の場合)

- ・ 行政機関からの許可証の発給件数

#### ◇留意事項◇

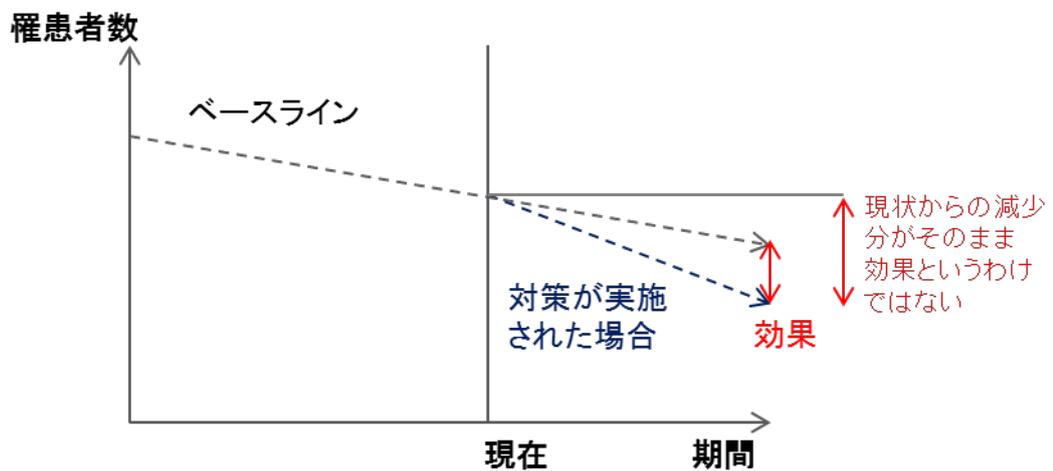
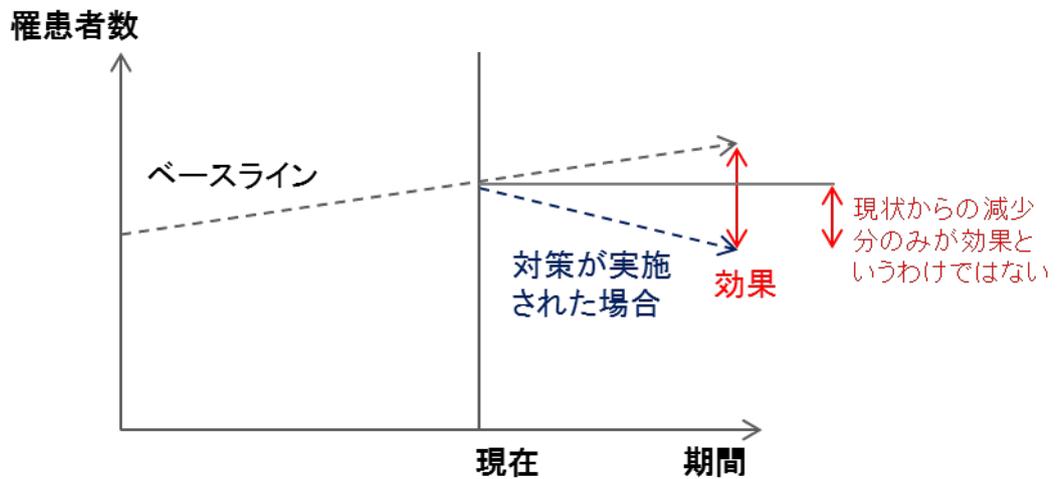
##### 【共通事項】

ベースラインを設定する際には、単に過去のトレンドを継続させるだけでなく、外部要因についても考慮することが望まれる。

(例)

労働者が製造工程で使用される有害物質に曝露することにより特定の疾患に罹患することを防ぐため、曝露量を最小限に抑えることを目的とし、該当の有害物質を使用する事業者に対して、曝露量を減らすための適切な措置を講じることを義務付ける規制の場合、当該産業が縮小しつつある、あるいは代替物質に切り替わりつつある等、そもそも曝露する労働者数が減少傾向

にあるのであれば、規制措置がなくても罹患者数が減少することも考えられる。



## イ 課題及びその発生原因、課題解決手段の検討

何故規制を行うのかについて、その背景、課題、課題発生の原因、課題解決の手段について記載する。

具体的には、「課題及びその発生原因」、「規制以外の政策手段の検討」、「規制の内容」に分けて記載することが望ましい。

### ◇課題及びその発生原因◇

#### 【共通事項】

- ・ 現状の制度や社会経済情勢を踏まえ、課題となっている点を記載。
- ・ 課題の発生原因を明らかにして記載。

### 【緩和・廃止の場合】

- ・ 現状の制度では、課題、課題発生の原因に対応できない点について記載。
- ・ 現状の規制により生じている課題、規制の必要性がなくなった点について記載。

### ◇規制以外の政策手段の検討◇

規制の内容については、規制以外の政策手段の可能性について検討した上で記載する必要がある。

規制以外の政策手段には、例えば以下のものがある。

区 分	取 組	内 容
経 済 的 イ ン セン テ ィ ブ	課税、課徴金	規制対象の行動や行動の結果に対して、税金を課したり、課徴金を追加し、規制に代わる行動を促す。
	助成金、税制優遇	規制の対象となる行動等を行わないことやその結果に対して、助成金を交付したり、税制優遇を行うことで、規制に代わる行動を促す。
	取引可能な許可	二酸化炭素排出権取引にみられるように、取引可能な所有権や許可を設定し、規制に代わる行動を促す。
情報提供	啓発、キャンペーン	キャンペーンにより、十分な周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
	きめ細かな情報提供	きめ細かな情報提供等により、周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
自 発 的 ア プ ロ ー チ	強制力のない認証制度、品質保証マーク等	強制力はないものの、認証制度や品質保証マーク等により取得した資格等により、対外的に認知度等が高まる。
	保証協定	自主的な保証協定の締結を促すことで、品質等の確保などの行動を促す。
	ガイダンス、行動規範	ガイダンスや行動規範を提示し、取組を促すことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。
	自主基準、自主規制	自主基準や自主規制を実施してもらうことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。

## ◇規制の内容◇

### 【共通事項】

- ・ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を記載する。
- ・ 行政が関与する必要性、関与を強める（弱める）必要性、関与をやめる必要性を記載する。
- ・ 効果が得られることが分かるように分かりやすく記載する。

### 【緩和・廃止の場合】

- ・ 緩和・廃止後の規制の必要性についても記載する。

## (2) 影響の把握

本項目では、評価が以下の視点に応えられているかの観点から記載を行う。

**規制の新設又は改廃によって生じる影響が余すところなく列挙されているか。**

規制の新設又は改廃によって生じることが予想される社会、経済、環境等への影響を余すところなく最初に列挙し、影響の大きさを定性的に予想する。

その中で、影響の大きいものを中心に、可能な限り定量的に推計する。

なお、想定される影響には、遵守費用、行政費用、効果、副次的な影響及び波及的な影響がある。

### ア 直接的な費用の把握

規制により国民に負担を求めることとなる「遵守費用」については、一部であっても特別な理由がない限り金銭価値化少なくとも定量化する必要がある。公表データを利用することや、過去の同種・類似の施策・事業における検討過程において、関係団体等からのヒアリングや市場調査等から参考となるデータが整理されたものもあるため、過去の審議会や検討会等の資料も参考にするなどの工夫が求められる。直接的な費用の把握目的は、規制の導入が社会にとって望ましいことを示すためであり、一定の仮定又は前提条件の下に推計を行うことが望ましい。

なお、正確な数字の算出が難しい場合は、大まかな数字又は幅を持った数字でも構わない。

#### ◇留意事項◇

事後評価の際には、事前評価時に想定した費用と実際の費用を比較することとなるため、事前評価の段階で適切な指標に基づいた費用の算定を行うことが求められる。

また、事後評価に向け、把握すべき費用について適切な指標を設定し、必要に応じ、規制の導入から事後評価までの間、モニタリングを行うことが求められる。

#### イ 直接的な費用の区分

直接的な費用は、「遵守費用」、「行政費用」に分類する。それぞれの分類、考え方等については、下表のとおり。

分類	考え方	例
遵守費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。</li><li>・ 規制を受ける側にとって最も関心のある費用であるため、十分な検討を行う必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持管理等）、ライセンス取得費等</li><li>・ 行政への申請のための時間費用（書類の作成や提出等）</li></ul>
行政費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用や規制導入後に要する人件費や時間費用が含まれる。</li><li>・ 主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）も明記する。</li><li>・ 行政が関与することの適否の判断や継続的に必要となる費用が明らかになるなど、評価のための情報として重要である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 制度化のための研究や必要な施設、設備等</li><li>・ 検査、認証、モニタリング・評価、補助金など</li></ul>

#### ウ 直接的な費用の推計方法の例

##### ◇遵守費用◇

遵守費用は、規制に伴う費用の中でも特に重要であって、規制により負担を求められる国民（企業・団体・一般国民）に対し明確な説明を行う観点から特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化する。遵守費

用は、規制を行う行政側の費用ではないからこそより丁寧に説明することが求められるものである。

- ・ 新たな投資を要する費用

⇒ 機器の設置を義務付ける場合、当該機器の関係団体等の所持する単価データ等を入手し、新たに設置することとなる施設等全体に要する設置費用を推計することが可能。

例：機器設置 1 平米当たり平均〇円

規制により新たに対象となる施設数 □箇所

1 施設当たりの平均平米数 △平米

$〇 \times \square \times \triangle = 1$  施設当たりの設置費用（見込み）

- ・ 申請手続きに係る費用

⇒ 新たな規制により、行政機関等への申請が必要となる場合、人件費単価に作業時間等を乗じること等から費用を推計することが可能。既にある規制において求められている手続への追加的手続も同様に推計が可能。

例：人件費単価 × 申請手続きに要する時間 × 申請件数 等

例：申請件数 × 納付手数料 等

#### ◇行政費用◇

- ・ 人員単価の定量化

⇒ 規制により、検査・検定の実施やモニタリングを実施することになるなど新たに人員を要する（業務の追加等）こととなった場合、人件費単価に作業時間等を乗じること等から費用を推計することが可能。

例：人件費単価 × 申請に係る審査に要する時間 × 申請件数 等

- ・ 広報費用

⇒ 制度の新設又は改正等を行った際、一般的に制度周知のための広報等がなされることが多いことから、行政費用として積算する必要がある。

過去の同種・類似の施策・事業において作成したパンフレット、ポスター、リーフレット等の作成・配布費用等から推計することが可能。

## エ 直接的な効果（便益）の把握

直接的な効果（便益）（以下、本項目において「効果」という。）については、公表データを利用するなどして、「（削減）件数」や「（削減）割合」といった定量化を図ることが望まれる。その上で、定量化された効果を金銭価値で表現することにも努めるべきである。

過去の同種・類似の施策・事業における検討過程において、関係団体等からのヒアリングや市場調査等から参考となるデータが整理されたものもあるため、過去の審議会や検討会等の資料も参考にするなどの工夫が求められる。

効果は、遵守費用よりもより不確実性が大きいために、定量化や金銭価値化には困難な面もあることが予想されるが、遵守等に要する費用負担を正当化するだけの効果が得られることを客観的に示すためには、「(削減) 件数」や「(削減) 割合」といった定量化、さらにそれらの金銭価値化がなされていることが望ましい。

しかし、効果については、定量化に努めることを第一とし、可能であれば金銭価値化することの2段階で取り組むことが現実的と考える。

#### ◇留意事項◇

事後評価の際には、事前評価時に想定した効果と実際の効果を比較することとなるため、事前評価の段階で適切な指標に基づいた効果の算定を行うことが求められる。

また、事後評価に向け、把握すべき効果について適切な指標を設定し、必要に応じ、規制の導入から事後評価までの間、モニタリングを行うことが求められる。

## オ 直接的な効果（便益）の推計方法の例

経済的被害や事故の防止といった観点から実施する規制に係る直接的な効果（便益）の推計に当たっては、単に「被害が軽減される」や「事故が防止される」ではなく、「どの程度軽減される又は防止される」との評価が必要である。

#### 【共通事項】

##### ・ ベースラインを基にした試算

⇒ 器具や施設の整備による事故の防止を目的とした規制の効果は、設置する器具や整備しようとする施設の性能評価を踏まえ、設置により「被害を○割程度防止」「△%減少」といった推計が可能。

⇒ 被害の防止に関する規制の効果は、ベースラインである現状においてどの程度の被害が発生しているか（○件・□円等）、規制後も発生すると見込まれる被害がどれほどか（△件・◇円等）から、その差分として推計が可能。

例：現状の被害（○件・□円等）※1

規制後も発生すると見込まれる被害（△件・◇円等）※2

※2 - ※1 = 防止された被害【効果（便益）】

### 【緩和・廃止の場合】

- ・ 規制緩和における効果（便益）の事例  
⇒ 効果（便益）（規制緩和により不要となる費用）  
＝「権利移転に係る行政書士平均単価」×「権利移転対象地域の平均所有者数」×「権利移転対象地域数」×「次期制度見直しまでの期間」

## カ 副次的な影響及び波及的な影響の把握

規制は、場合によっては、直接的な遵守費用の増大以外の影響を持つ場合がある。一つには遵守費用が一定レベルを超えると、経済活動の縮小、例えば倒産や事業撤退などにつながる可能性がある。さらには、あるリスクを減らすことを目的とした規制措置が、事業者や消費者の行動を変化させ、別の種類のリスクを増大させる可能性がある。

このように直接的な遵守費用や行政費用のみならず、社会にもたらされるであろう負担も費用として捉え、精緻な金銭価値化は困難であるとしても、規制が社会に与え得る「影響」として明記し、可能な部分は定量化することが望ましい。

### ◇副次的な影響及び波及的な影響の考え方◇

考え方	例
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれる場合に記載する。</li><li>・ 副次的な影響は、規制の新設又は改廃により直接意図したものではない正又は負の影響を指す。CO2 排出量等の環境に与える影響や人々の行動変化を通じた影響が挙げられる。</li><li>・ 波及的な影響は、特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響、産業連関や貿易といった市場を通じた影響等を指す。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制することによる、関係する周辺の商業施設等への経済的負の影響</li><li>・ 規制することによる、事業者間の競争への負の影響</li></ul>

## キ 副次的な影響及び波及的な影響の把握方法の例

### ◇副次的な影響及び波及的な影響◇

例：規制による経営圧迫

安全確保のため機器の設置を義務付ける規制案について、経営を圧迫することが想定され、義務付けられた場合、一定数の施設の閉鎖・廃止もあり得ることから、これによる影響を考慮する。

具体的には、規制案を検討する際、関係者への事前アンケート等を実施し、規制案の実現可能性やその後の影響を把握する等の方法がある。

#### ◇競争状況への影響の把握・分析◇

規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼす場合があることを踏まえ、規制に係る政策評価において、競争状況への影響を規制の新設又は改廃によって発生又は増減することが見込まれる費用の一要素として考慮することにより、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資することが見込まれる。

競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

### (3) 費用と効果（便益）の関係

本項目では、評価が以下の視点に答えられているかの観点から記載を行う。

**費用と効果（便益）の関係から、規制案が社会にとって望ましいことが論理的に説明されているか。**

社会が負担する費用とそれによって得られることが期待される効果（便益）を定量化された部分と定性的に予測された部分を含めて比較検討し、副次的な影響及び波及的な影響を踏まえた上で、期待される効果（便益）が費用負担を正当化できることを分かりやすくかつ論理的に説明する。費用も便益もともに金銭価値化されている場合は、便益から費用を引いた純便益の大きさによって正当化することもできる。

#### ◇費用及び効果（便益）の関係の分析手法◇

代表的な費用及び効果（便益）の関係の分析手法は、下表のとおり。

手法	概要	備考
費用分析	規制案や代替案の費用のみを比較する。	規制案が代替案に対して効果が同等または高い場合に用いられる。
費用効果分析	1 単位の効果を得るためにかかる費用、あるいは、同一の費用で何単位の効果が得られるか、という基準で比較する。 費用効果比：費用/効果	規制の効果が定量化されている場合は、費用効果分析を行う。この場合、基本的には、規制に費やす費用と得られる効果の関係が妥当であるかどうか評価する。複数案を相対比較する場合極めて有効である。

費用便益分析	費用と便益を同じ単位で比較する。 (ともに金銭価値化されている) 純便益：便益－費用	規制の効果が金銭価値に置き換えられる場合は、便益から費用を引く形で費用便益分析を行い、差分である純便益が最大化されているかどうかを判断する。
--------	--	--

◇留意事項◇

費用の正当化の方法は、厳密な費用便益分析の場合のように必ずしも純便益がプラスになることを示すだけではない。例えば、「(費用便益分析の結果)純便益はマイナスになるが、社会秩序等公益の維持という定性的な効果を加味すると規制が必要であるという結論になる」といった趣旨の説明も考えられる。規制による影響、費用と効果(便益)の関係性について、きちんと検討した上で論理的な説明をすることが重要である。

(4) 代替案との比較

本項目では、評価が以下の視点に応えられているかの観点から記載を行う。

代替案(規制のオプション)が適切に設定され、規制案と比較されているか。他により良い手段はないか。

より良い規制とするために、あるいは、より良い規制であることを示すためには、想定される代替案との比較は不可欠である。選択された規制案が、他の想定される代替案よりも社会にとって望ましいことを説明する。

ア 代替案の設定

代替案は非規制手段ではなく、権限行使主体が異なる案や遵守確保手段等が異なる案等について比較考量し、その旨を事前評価書に記載すべきである。

規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては、有効な代替案が想定し難い場合もあるが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。

イ 代替案の視点

代替案の視点は、下表のとおり。

視点	内容
①適用対象範囲の変更	適用対象範囲の拡大・縮小、または対象自体を変更したケースを想定
②対象の要件による変更	適用対象における要件の基準・定義・範囲を変更したケースを想定

③適用時期、発効時期の変更	適用や発効の時期やタイミングを変更したケースを想定
④規制の水準・レベルの変更	規制の水準・レベルをより厳格にした場合、緩和したケースを想定
⑤規制手段の変更	規制のやり方・手順などを変更したケースを想定（特に費用に影響）

#### (5) その他の関連事項

本項目では、評価が以下の視点に応えられているかの観点から記載を行う。

**規制の事前評価の活用状況、審議会における検討結果及び評価に用いたデータ・文献等に関する情報について記載されているか。**

政策立案プロセスと規制の事前評価のプロセスを一体化させる観点から、規制の事前評価の活用状況について説明する。また、規制の内容を決定する際の参考資料（土台）として使用する観点から、評価に関連する事項について説明する。

当該規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会での検討や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載すべきである。実施や利用しなかった場合は、その理由について言及することが望ましい。当該規制に関する有識者の見解等がある場合も記載する。

また、評価において用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を評価書に記載するべきである。

#### (6) 事後評価の実施時期等

本項目では、評価が以下の視点に応えられているかの観点から記載を行う。

**事後評価時期が適切に設定されているか。事後評価に当たり、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等は明確にされているか。**

事後評価を確実に実施するため、事後評価時期を明確にしておく必要がある。また、事後評価を実施するために、当該規制の費用、効果（便益）及び間接的な影響を適切に把握するために必要な指標等を明らかにし、それらをどのように継続的にモニターするかの戦略を記載することにより、事後評価を容易かつ確実に行うことができる。

事後評価の実施時期については、規制導入から一定期間経過後に行われることが望ましい。その決定に当たっては、規制改革実施計画（平成26年6月24

日閣議決定)を踏まえることとする。同計画では、法令等に見直し条項がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とすることとされている。

また、「(2) 影響の把握」の留意事項において記載したとおり、事後評価の際には、事前評価時に想定した費用及び効果と実際の費用及び効果を比較することとなる。このため、事後評価に向け、あらかじめ把握すべき費用について適切な指標を設定しておく必要がある。

また、必要に応じ、規制の導入から事後評価までの間、モニタリングを行うことが求められる。

## 第三部 簡素化した評価手法

### 1. 簡素化した評価の考え方

法律又は政令に基づく規制の新設又は改廃の全てに事前評価を義務付けているところであるが、当該規制の内容によっては、一定の説明責任を果たすことを前提に、評価の項目を重点化し、簡素化した評価手法を導入することが適当である。

### 2. 簡素化した評価の対象

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下のいずれかに該当する場合、簡素化した評価手法を適用できるものとする。

#### ① 規制の導入に伴い発生する費用が少額

遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。

※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。

##### 【留意事項】

適用に当たっては、評価書「3. 直接的な費用の把握」④に金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

#### ② 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの

- ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。
- ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。

##### 【留意事項】

適用に当たっては、評価書の「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

#### ③ 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの

国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。

##### 【留意事項】

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③に

において、裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④に金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

**④ 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの**

我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。

**【留意事項】**

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④に金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること

**⑤ 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの**

研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。

ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。

※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。

**【留意事項】**

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響」⑥に副次的な影響（重要な便益（効果）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。

**⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの**

事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。

ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。

**【留意事項】**

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③に

において、緊急的に導入する理由を記載すること。

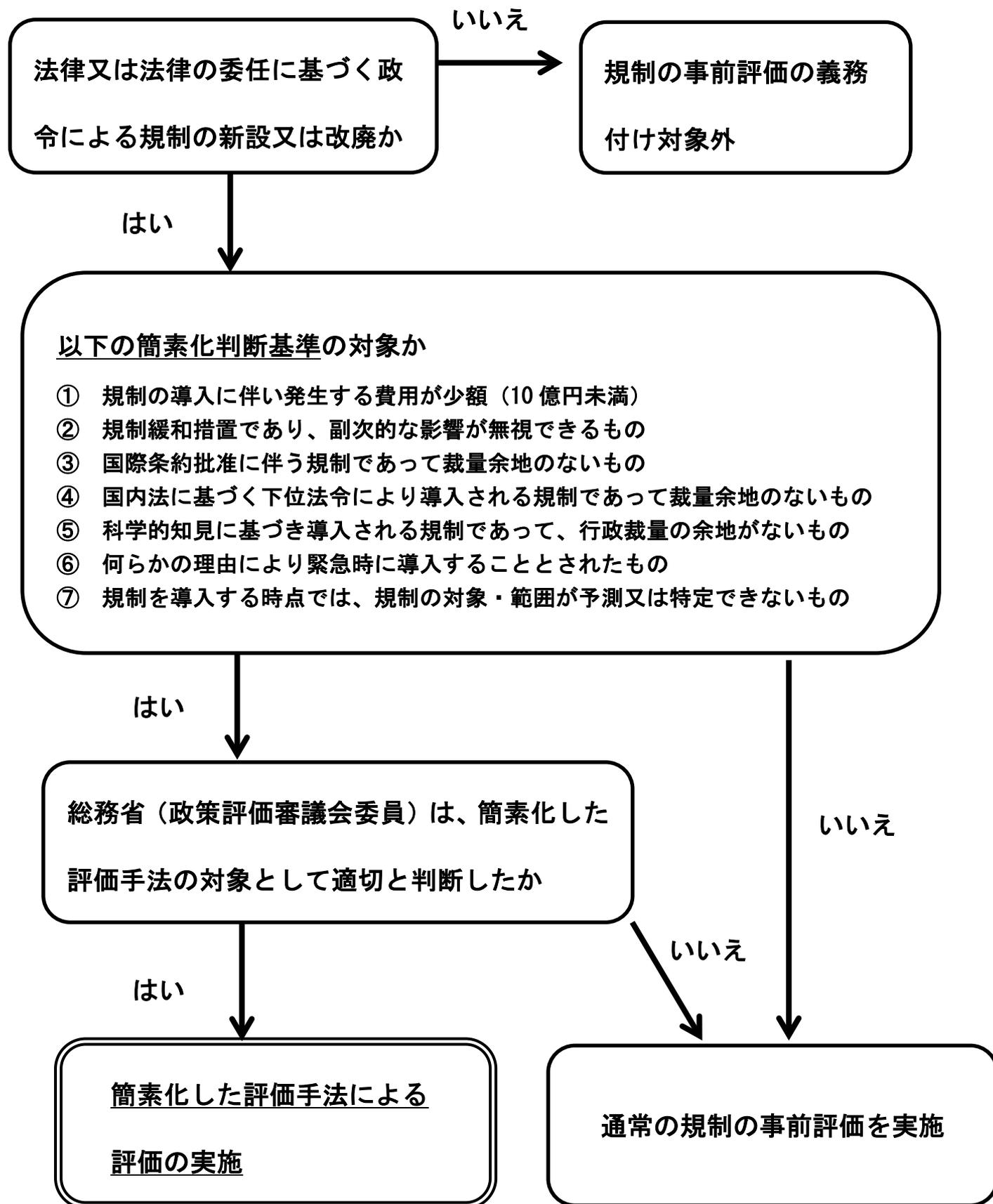
**⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの**

- ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。
- ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。

**【留意事項】**

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

◆簡素化した評価の適用判断フローチャート◆



### 3. 簡素化した評価の適用手続

- ① 行政機関は、簡素化した評価手法の適用対象と見込まれる規制案について、当面の間、「規制の事前評価書（簡素化）」の原案（以下「簡素化した評価書原案」という。）を作成し、事前に総務省行政評価局に連絡。

簡素化した評価書原案の作成に当たっては、評価書「1 簡素化した規制の事前評価の該当要件」及び「2 規制の目的、内容及び必要性」③のほか、前記「2. 簡素化した評価の対象」の【留意事項】にある項目を記載する。

- ② 行政評価局は受け付けた簡素化した評価書原案について、必要に応じて政策評価審議会委員から意見聴取の上、簡素化した評価手法の適用が妥当か否かについて回答。その際、同審議会委員から提出された意見についても伝達。
- ③ 行政機関の長は、簡素化した評価手法の適用が妥当であると判断された場合、政策評価審議会委員からの意見を考慮した上、簡素化した評価を実施し、「規制の事前評価書（簡素化）」を作成する。

一方、行政機関の長は、簡素化した評価手法の適用が不相当であると判断された場合、通常の規制の事前評価を実施し、「規制の事前評価書」を作成する。

なお、公表の時期については、改正後の「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」によるものとする。

- ※ 簡素化の判断基準⑥「何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの」に該当する場合には、上記①及び②の手続を省略できることとする。

## 4. 簡素化した事前評価書の作り方

簡素化した評価に当たっては、次の四つの項目に沿って進める。

### (1) 規制の目的、内容及び必要性

規制の新設又は改廃を実施しない場合の将来予測（ベースライン）、現状の課題、課題発生の原因、課題を解決するための手段（非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）を踏まえ、規制の新設又は改廃の目的、内容・必要性を説明する。

### (2) 影響の把握

規制の新設又は改廃によって生じる社会、経済、環境への影響を余すところなく列挙し、取捨選択の上、影響を受ける主体と併せて「直接的な費用」、「副次的な影響及び波及的な影響」のみ記載する。

- ・ 直接的な費用の把握

「遵守費用」は特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化する。「行政費用」は可能な限り定量化又は金銭価値化して記載する。

- ・ 副次的な影響及び波及的な影響の把握

「副次的な影響及び波及的な影響」については項目を列挙した上で、可能なものについては定量化又は金銭価値化して記載する。

### (3) その他の関連事項

規制の事前評価の活用状況、審議会における検討結果及び評価に用いたデータ・文献等に関する情報について記載する。

### (4) 事後評価の実施時期等

事後評価を実施する時期を明記した上、事後評価の際、費用及び影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

### (1) 規制の目的、内容及び必要性

本項目については、第二部「4 (1) 規制の目的、内容及び必要性」(p12～p16) の記述を参考に実施する。

**(2) 影響の把握**

本項目については、第二部「4 (2) 影響の把握」ア～ウ、カ、キ (p16～p18、p20～21) の記述を参考に実施する。

**(3) その他の関連事項**

本項目については、第二部「4 (5) その他の関連事項」(p23) の記述を参考に実施する。

**(4) 事後評価の実施時期等**

本項目については、第二部「4 (6) 事後評価の実施時期等」(p23) の記述を参考に実施する。

## 第四部 事後評価の実施

### 1. 考え方

規制は、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用であるため、本来、その内容は必要最小限なものとされるべきである。また、規制を遵守するための費用は、社会にとっては、予算措置と同様、費用負担である。

また、社会経済情勢や技術の発展状況は時々刻々変化する。

このため、導入時の必要性等が導入から一定期間経過後も不変であるか、導入時に想定されなかった影響が発生していないか、導入に当たり見込んでいた効果（便益）が発現しているか、想定した費用が過少あるいは過大ではなかったかについて検証する必要がある。

### 2. 対象

「政策評価に関する基本方針」I 5カ（イ）に基づき、規制の事前評価を行った規制は、評価書に記載された事後評価の実施時期に事後評価を行わなくてはならない。

なお、簡素化した評価手法を適用した規制の事前評価も事後評価の対象となる。

### 3. 進め方

#### □ベースラインの検証□

規制導入から事後評価までに生じた予期せぬ変化による影響分があればこれを差し引いた上で事後評価のためのベースラインを設定する。

#### □規制に関する影響の把握□

見込んだベースラインとの比較による差分として、規制による遵守費用の増加分や効果（便益）、その他の正及び負の影響を調査する。その際、事前評価時に挙げられていなかった影響項目がないか精査すべきである。

### 4. 作り方

事後評価に当たっては、次の三つの項目に沿って進める。

#### (1) 事前評価時の想定との比較

- ・ 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響の有無を確認する。
- ・ 想定外の影響の発現の有無を確認する。
- ・ 事前評価時におけるベースラインについて検証する。
- ・ 規制（緩和）を継続する必要性について検証する。

## (2) 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

規制の影響を余すところなく把握する。

- ・ 規制に要した費用を可能な限り定量的に記載する。
- ・ 規制により得られた効果（便益）を可能な限り定量的に記載する。
- ・ 事前評価時の費用推計と把握した費用にかい離がある場合、その理由を明らかにする。
- ・ 事前評価時の効果（便益）予測と把握した効果（便益）にかい離がある場合、その理由を明らかにする。

## (3) 考察

事後評価を踏まえ、規制の改廃を判断する根拠として活用する。

## (1) 事前評価時の想定との比較

本項目では、評価が以下の視点に配慮されているかの観点から記載を行う。

**事前評価時に想定していなかった影響は生じていないか。**

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無について確認する。また、事前評価時におけるベースラインについて、検証する。その上で、規制（緩和）を継続する必要性を検証する。

### ア 社会経済情勢等の検証

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について明らかにする。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を明らかにする。

### イ ベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら／緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

### ウ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現を踏まえた上で、規制（緩和）を継続する必要性について検証を行う。

#### ◇留意事項◇

費用と効果（便益）が定量的に推計されていれば、事後評価をスムーズに行うことが可能となる。

しかしながら、過去に実施された事前評価が定性的記載にとどまる場合、事前評価に挙げられた項目が実際の影響項目をカバーしているかどうか、といった定性的なチェックのみとならざるを得ない。その場合においても、事後に定量的に把握できた影響がある場合は、定量化した記載に努めることとする。

## （２）費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本項目では、評価が以下の視点に配慮されているかの観点から記載を行う。

事前評価時に設定した指標により費用、効果（便益）及び間接的な影響が余すところなく把握されているか。遵守費用は定量的に把握されているか。

事前評価時に設定した指標に沿ったデータを記載する。

また、規制により生じた影響を余すところなく把握した上、費用、効果（便益）及び間接的な影響を可能な限り定量化して記載する。特に、遵守費用については金銭価値化して記載する。

### ア 影響の把握

当該規制による様々な社会、経済、環境等への影響を抽出することが必須であり、これらの影響の把握方法の一つとして、利害関係者からの情報提供がある。客観的な統計データ等による影響把握は当然のことであるが、データ等で必ずしも明らかにならない影響を見落とすことのないよう、規制が導入されて、事実どのような影響が発生しているのか、まさに当事者である利害関係者からの情報提供により把握することが望ましい。

また、規制策定の際に意図していなかった正又は負の影響が把握された場合は、その旨を明記しなければならない。

### イ 費用の把握

費用については、規制の事前評価時に想定した指標により定量化又は金銭価値化して把握する。ただし、遵守費用については、規制が導入されたという事実と費用の発生の因果関係が比較的分かりやすいために、金銭価値化した把握を必須とする。

その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合は、その理由を明らかにする。

## ウ 効果（便益）の把握

効果（便益）については、規制の事前評価時に見込んだ効果（便益）が現れているかとの観点から、規制の事前評価時で想定した指標により可能な限り定量的に把握する。

その上で、事前評価時の効果（便益）と把握した効果（便益）にかい離がある場合、その理由を明らかにする。

## (3) 考察

本項目では、評価が以下の視点に答えられているかの観点から記載を行う。

事後評価を行った結果、どのようなことが明らかになったか。明らかになったことを踏まえ、どのような対応を行うことが妥当か。

事後評価を踏まえ、規制の改廃を判断する根拠として活用する。

## ア 分析方法

規制の導入又は緩和以降に、大幅な社会経済情勢等の変化があった場合は、もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらどうであったかという仮想的状況を想定した上で、効果（便益）を当該規制導入（緩和）による効果（便益）と、その他外部要因（社会経済情勢等の変化）により得られたものに分けた上で分析することが望ましい。

## イ パブリックコメント

事後評価では、導入時想定していなかった負の影響が発生していないかといった観点等に基づき行われることが望まれるが、限られたステークホルダーからの情報収集では、把握できる情報が限られる。

このため、事後評価として把握すべき影響に重大な漏れ等がないことを様々なステークホルダーに幅広く確認する観点からも、自主的取組としてパブリックコメントに付することが望まれる。

## (4) 事後評価に関わる手続の流れ

評価法第10条第2項において、「評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない」とされており、これを勘案した各府省における典型的な手続の流れは以下のとおりとなる。

- ① 見直し時期が到来する規制について、見直しの必要性の判断を行うのに十分間に合うタイミングで事後評価を実施。
- (② 事後評価の結果をパブリックコメント。)
- ③ 事後評価の結果を用いて規制の見直しの必要性を判断。
- ④ 事後評価の評価書を総務省行政評価局に提出し、公表。
- (⑤ 規制の改廃を行う場合、事前評価を行い、規制の検討段階で活用する。)

## 5. 簡素化した事前評価に対する事後評価

簡素化した評価手法を適用した規制の事前評価に対する事後評価については、簡素化した事前評価を前提とした事後評価を行うこととする。

※ 第三部「2. 簡素化した評価の対象」の「⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの」により簡素化した事前評価を行った場合、一定期間後に本来行われるべき事前評価を行うことになるため、この場合は簡素化した事前評価ではなく、その後行われた事前評価を前提として事後評価を行う。

簡素化した事後評価に当たっては、次の三つの項目に沿って進める。

### (1) 事前評価時の想定との比較

- ・ 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響の有無を確認する。
- ・ 想定外の影響の発現の有無を確認する。
- ・ 事前評価時におけるベースラインについて検証する。
- ・ 規制（緩和）を継続する必要性について検証する。

### (2) 費用及び間接的な影響の把握

規制の影響を余すところなく把握する。

- ・ 規制に要した費用を可能な限り定量的に記載する。
- ・ 事前評価時の費用推計と把握した費用にかい離がある場合、その理由を明らかにする。

### (3) 考察

事後評価を踏まえ、規制の改廃を判断する根拠として活用する。

### (1) 事前評価時の想定との比較

本項目については、第四部「4（1）事前評価時の想定との比較」（p33）の記述を参考に実施する。

### (2) 費用及び間接的な影響の把握

本項目については、第四部「4（2）費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握」ア、イ（p34）の記述を参考に実施する。

### (3) 考察

本項目については、第四部「4 (3) 考察」(p35) の記述を参考に実施する。

### (4) 事後評価に関わる手続の流れ

本項目については、第四部「4 (4) 事後評価に関わる手続の流れ」(p35) の記述を参考に実施する。

#### ◇改正前ガイドラインに基づき実施された事前評価に係る事後評価について◇

改正前ガイドラインに基づき既に実施された規制の事前評価のうち、簡素化した事前評価の要件を満たすものについては、簡素化した規制の事前評価の該当要件について明らかにし、簡素化した評価の適用手続 (p29) に準じた手続を行った上で、「簡素化した事前評価に対する事後評価」を適用することができる。